

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和3年2月19日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2月19日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をいたします。

2番の審査会合の関係からです。

2ページ目を御覧ください。上のほうから参ります。2月24日水曜日、(5)第950回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合。

議題ですが、四国電力伊方発電所3号機の特定重大事故等対処施設に係る保安規定変更認可に関する審査を行うものです。

続きまして、その下に参ります。2月25日木曜日、(6)第951回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合。

議題ですが、日本原電東海第二発電所の設置変更許可に関しまして、特定重大事故等対処施設の設置に伴う重大事故等対処設備、いわゆるSA設備への影響と、経理的基礎についての説明を受けるものです。

続きまして、その下です。(7)第22回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合。

議題ですが、東京電力福島第二原子力発電所の廃止措置計画認可と保安規定変更認可に関しまして、同発電所2号機の非常用ディーゼル発電機やエリア放射線モニタリングなどについての1月26日の会合のコメント回答を受けるものです。

続きまして、その下です。(8)第4回検査制度に関する意見交換会合。議題は3つございます。

議題の1つ目は、事業者から検査制度の改善に関する意見の説明があるほか、規制庁から検査の改善案や第三四半期における検査の実施状況について説明をするものです。

議題の2つ目は、第1回の検査制度に関する意見交換会合におきまして、検査官の執務環境を整備するための検討を行うこととされました。これを受けて、検査官の執務室や装備などを調査した結果について規制庁から説明をするものです。

議題の3つ目は、いわゆる核燃料施設等の評価手法につきまして、簡易評価の案などを検討しているところですが、前回に引き続いてその検討を行うものです。

では、1枚おめくりいただいて3ページ目をお願いいたします。一番上からいきます。2月26日金曜日、(9)第152回放射線審議会総会。こちらは山田核物質・放射線総括審議官の対応となります。議題ですが、大きく4つございます。

議題の1つ目は、まず、2月3日の原子力規制委員会におきまして、放射線審議会への諮問について了承を得ているいわゆる線量告示の改正案がございます。この告示の改正案につきましては、2月12日の前回の放射線審議会におきまして審議が行われましたが、継続審議となっているため、今回も審議が行われるものです。

議題の2つ目は、昨年12月に国際放射線防護委員会(ICRP)から報告書が発刊されております。Pub. 146ですが、これにつきましては、この報告書を受けた今後の放射線審議会としての対応について検討を行うものです。

議題の3つ目は、まず、昨年7月17日の第149回放射線審議会におきまして、クリアランスに関する規則の改正案について審議がなされております。その際に答申はなされておりますが、委員からクリアランスに関する質問がございまして、その質問のあった事項について規制庁から報告を行うものです。

議題の4つ目は、眼の水晶体の等価線量限度に関しまして見直しが行われております。関係省庁では主に法令等の改正が行われたわけですが、眼の近傍での線量の測定や評価に関して、幾つかの省庁では法令の改正ではなくて被規制者に対する通知文書で対応することとされました。それを受けまして、その省庁、厚生労働省と国土交通省からその対応状況について説明を受けるものです。

最後です。3番のその他で(1)核燃料物質使用者(政令第41条非該当)及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査の運用等の説明会。これは2月26日金曜日の14時から、インターネット上の動画配信で行います。対応は、核燃料施設等監視部門の熊谷統括監視指導官になります。

中身ですけれども、いわゆる政令第41条非該当というのは、少量の核燃料物質のことを指します。その少量の核燃料物質や核原料物質を使用する者に対しまして、原子力規制検査の運用状況や、その検査を踏まえて使用者に留意していただきたい事項などを動画形式の形で説明をするものです。

私からは以上となります。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

では、オオヤマさん。

○記者 読売新聞のオオヤマです。

放射線審議会の議題2なのですが、ICRPの報告というのはどういったものだったか、概

要だけでも教えていただけますでしょうか。

○児嶋総務課長 ICRPの報告書ですが、被ばく状況に関して、元々2007年勧告というものがございまして、その中で計画被ばく、緊急時被ばく、現存被ばくという3つの被ばくが整理されております。それに関して、緊急時被ばくに関しては元々Pub. 109、現存被ばくに関してはPub. 111という報告書が出ていたのですが、それらが統合されたのが今回出たPub. 146なのだそうです。

そういう意味では、被ばく状況に関する内容ということで御了解いただければと思います。

○記者 特に規制とかに関わる話ではないということですか。

○児嶋総務課長 これは今、担当で検討しておりますが、基本的にはそう大きく何かが変わるとは聞いておりません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。

—了—